

平成30年度 社会福祉法人北区社会福祉協議会 非常勤職員募集要項

北区社会福祉協議会では、下記のとおり非常勤職員を募集します。

記

1. 募集内容

- | | |
|------------|---|
| (1)募集人員 | 若干名 |
| (2)勤務地 | 北区社会福祉協議会事務局（北区岸町1丁目） |
| (3)職務内容 | 北区社会福祉協議会の行う各種福祉事業における事務および相談援助業務。
・高齢者や障害者、生活困窮者などに対する相談援助業務（訪問相談含む）
・サービス提供に関する各種連絡・調整事務
・事業推進に関して行う各種研修会の企画・運営
・事業実績等の集計、報告書作成などの事務
・その他、社会福祉協議会の行う事業やイベントに関する業務
※具体的な業務内容や配属は、採用後決定します。 |
| (4)雇用形態 | 非常勤職員 |
| (5)雇用期間 | 平成30年 4月1日～平成31年 3月31日 |
| (6)試用期間 | 6ヵ月（同条件） |
| (7)契約更新 | 雇用契約の更新について双方の合意があった場合、契約更新があります。
ただし、以下の場合は、契約更新しない場合があります。
① 懲戒処分に該当する行為があった場合
② 解雇事由に該当する行為があった場合
③ 人事考課制度による評価がD若しくはCが複数回続き、改善が見られない場合
④ 組織変更等の本会の業務の都合により担当業務が次年度行なわれないことが明らかになり、かつ、代替業務がない場合 |
| (8)学歴 | 不問 |
| (9)年齢 | 当会の規則では、65歳に達した最初の3月31日までで、以降契約更新をしないこととなっております。（定年となっております。）
65歳に達するまでに1年以上期間がある方を希望いたします。 |
| (10)資格・経験等 | 不問 |
| (11)賃金 | 月給190,800円 |
| (12)一律手当 | なし |
| (13)通勤手当 | 限度額 月額55,000円 |
| (14)賞与 | なし |
| (15)昇給 | なし
※ただし、双方の合意に基づく契約更新により継続勤務した場合、勤務年数により基本月額の変更（増額）があり得ます。 |
| (16)勤務時間 | 8：30～17：15（土曜日勤務の場合は、12：30まで） |
| (17)休憩時間 | 60分 |

(18)勤務日数	月18日 ア. 原則として月～金曜日で月18日勤務です。 イ. 交代制により1～2か月に1回、土曜(8:30～12:30の4時間)勤務があります。土曜日勤務の場合は、原則として当該土曜日を含む週のうちに休日を振り替えます。
(19)時間外勤務	あり(おおむね10～15時間) ※配属や時期により増減があり得ます。
(20)休日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3) ※行事等により、年間数日程度、休日の勤務があり得ます。
(21)年次有給休暇	あり
(22)他の休暇	夏季休暇、慶弔休暇、産前産後休暇、育児・介護休業制度等整備
(23)社会保険	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金
(24)退職金制度	なし ただし、東京都社会福祉協議会従事者共済に任意により加入できます。
(25)福利厚生	東京城北勤労者サービスセンター、福利厚生センター(ソウェルクラブ)
(26)定年	65歳(65歳に達した最初の3月31日まで)

2. 応募・選考

(1)応募方法	以下①～④を本会管理係宛に郵送またはご持参ください。 ①指定応募用紙(本会ホームページよりダウンロードし、自筆で記入してください) ②職務経験のある方は職務経歴書(書式自由) ③返信用封筒(角2サイズ、140円切手貼付。返信先宛名記入) ※郵送の場合、封筒の表に「非常勤職員応募」と朱書きしてください。 ※郵便事故は責任を負いかねます。
(2)募集期間	平成30年1月23日(火)～3月2日(金)必着
(3)選考方法	適性検査及び面接試験
(4)選考試験日	平成30年3月10日(土) 13時30分～17時00分 ※一人あたりの面接時間は15分程度です。応募人数により終了時間は前後します。
(5)試験会場	適性検査; 岸町ふれあい館(北区岸町1-6-17)2階 第一集会室 面接試験; 岸町ふれあい館(北区岸町1-6-17)2階 地域福祉活動推進室A

4. 応募及び問い合わせ先	社会福祉法人北区社会福祉協議会 管理係(担当; 岡田、小原) 〒114-0021 東京都北区岸町1-6-17 電話 03(3906)2352/FAX03(3905)4653
---------------	--